

～居宅介護支援の指定基準等について～

1 業務内容

居宅介護支援とは、居宅要介護者が指定居宅サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、居宅要介護者からの依頼を受けて、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、その計画に基づいて指定居宅サービス等の提供が確保されるよう事業者等と連絡調整その他の便宜の提供を行い、また、居宅要介護者が施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいいます（法第8条第24項）。

2 居宅介護支援の指定

介護保険制度のもとで居宅介護支援事業を行う場合は、介護保険法、横須賀市条例、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令）等を満たしていることが必要です。

3 居宅介護支援指定基準

【人員基準】

管理者

- 管理者は、常勤であり、原則として専ら当該居宅介護支援事業に従事する者であること。ただし、次に掲げる場合は他の職務を兼ねることができます。
 - ① 当該居宅介護支援事業の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - ② 同一の事業者によって設置された他の事業所の職務に従事する場合（当該居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）
- 主任介護支援専門員であること。

介護支援専門員

- 1以上の常勤の介護支援専門員を配置すること。
- 介護支援専門員数の基準は、利用者の数が44（ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は49）又はその端数を増すごとに1とする。

【設備基準】

事務室

事業を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けること（業務に支障がないときは、居宅介護支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。）。

相談室

利用申込みの受付、相談等に対応するのに適当なスペースを確保すること（相談室が専用の部屋でない場合はパーテーション等で囲われている相談スペースを確保すること。）。

会議室

サービス担当者会議を行うのに適当なスペースを確保すること。